

議案第 75 号

川崎市霊堂条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市霊堂条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 25 年 6 月 3 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市霊堂条例の一部を改正する条例

川崎市霊堂条例（昭和 40 年川崎市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 3 条を加える。

（指定管理者）

第 1 条の 2 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に霊堂の管理を行わせる。

- (1) 霊堂の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、霊堂の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った霊堂の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第 1 項の指定をしたときは、その旨を告示する。

（指定管理者が行う管理の基準）

第 1 条の 3 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、霊

堂の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第1条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 霊堂の利用許可に関すること。
- (2) 霊堂の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、霊堂の管理に関する事務のうち、市長が必要と認める業務

第2条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用しよう」を「利用しよう」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「市長」を「指定管理者」に、「使用許可証」を「利用許可証」に改める。

第3条中「使用」を「利用」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「使用期間」を「利用期間」に改める。

第5条第1項中「使用者」を「利用者」に改める。

第6条第1項中「市長」を「指定管理者」に、「使用者」を「利用者」に、「使用期間」を「利用期間」に、「使用する」を「利用する」に改める。

第7条の見出し及び同条第1項中「使用者」を「利用者」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第8条中「使用者」を「利用者」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第9条（見出しを含む。）中「使用許可証」を「利用許可証」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第10条中「使用許可証を再交付する」を「利用許可証が再交付される」に改める。

第11条中「使用者」を「利用者」に改める。

第12条中「使用者」を「利用者」に、「使用期間」を「利用期間」に改め

る。

第13条中「使用者」を「利用者」に、「使用許可証」を「利用許可証」に改める。

第14条中「使用者」を「利用者」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条の次に3条を加える改正規定（第1条の2（指定管理者に霊堂の管理を行わせることに係る部分を除く。）に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った使用許可その他の行為で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが新条例第1条の2第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）となるものは、施行日以後においては、指定管理者の行った利用許可その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条第1項の許可を受けている者に対し同条第3項の規定により交付された使用許可証は、その使用許可証に記載された有効期間が満了するまでの間、新条例第2条第3項の規定により交付された利用許可証とみなす。

参考資料

## 制 定 要 旨

霊堂の管理の一部を指定管理者に行わせることとするため、この条例を制定するものである。